

平成26年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 平成26年7月から平成26年12月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区分	法人数	実施数	実施率 (%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 の数	1ヵ所当 たりの数
一般法人	11	7	63.6	7	100.0	64	9.1
保育所のみ法人	19	12	63.1	12	100.0	95	7.9
社会福祉協議会	1	1	100.0	1	100.0	8	8.0
合計	31	20	64.5	20	100.0	167	8.3

※ 所轄庁が益田市から中国四国厚生局に移行した法人を除く。

※ 法人合併（吸収合併）した法人を含む。

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより指導監査課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成26年度の指導監査にあたっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ② 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

※ 一昨年度まで島根県が実施した特別監査に至った案件（不適切な会計事務処理）を受け、金融機関からの払い出し処理状況・内部牽制体制等について、実地でもって法人に対し状況確認した。

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。また、必要に応じて職員を派遣して改善状況等の確認を実施した。
- ・期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

② 法人に対する研修の実施による改善指導

- ・法人監査説明会に合わせ、実務研修会を開催した。

研修会の内容：具体的指摘事項の概要、社会福祉施設等の防災対策、労働基準法について、新会計基準移行及び会計実務について

(7) 平成26年度の主な指摘事項

① 指摘事項の件数

指摘事項		指摘件数	指摘率(%)
組織運営	定款変更等の状況	15	9.0
	役員等の構成等の状況	23	13.8
	理事会の状況	11	6.5
	評議員会の状況	1	0.6
	監事監査の状況	1	0.6
	その他（役員研修・費用弁償・報酬・利用者の権利擁護・防災対策等）	17	10.2
	小 計	68	40.7
事業	事業一般	0	0.0
	社会福祉事業の実施状況	0	0.0
	公益事業の実施状況	0	0.0
	収益事業の実施状況	0	0.0
	小 計	0	0.0
管理	人事管理の状況	21	12.6
	資産管理の状況	2	1.2
	会計管理の状況	70	41.9
	その他（寄附金品・財務諸表の閲覧等）	6	3.6
	小 計	99	59.3
合 計		167	100.0

※指摘率は、各指摘事項の指摘件数を総指摘件数で除した百分率です。

※端数処理により上記記載の指摘率の合計は100%にはなりません。

② 指摘事項の具体的な内容

【組織運営関係】

- ・ 定款準則に準拠していない
- ・ 定款変更認可・届の手続きが遅滞している
- ・ 組合等登記令において、登記すべき事項が登記されていない
- ・ 登記すべき事項について、法定期限内に手続きがされていない
- ・ 改選の都度、理事長の職務代理者が指名されていない
- ・ 役員選任にあたって、関係書類の徴収時期・記載事項が不適切である
- ・ 要審議事項について、適切な時期に審議・議決されていない
- ・ 決算理事会が会計年度終了後2ヶ月以内に実施されていない
- ・ 評議員会の開催手続きが定款の定めに従って行われていない
- ・ 決算監査が年度終了後2ヶ月以内に実施されていない
- ・ 伺い文書が作成されておらず、法人の意思決定が明確になっていない
- ・ 役員の報酬・日当・費用弁償について、規定と支給実態が乖離している
- ・ 苦情解決の諸様式が定められていない
- ・ 役員について、人権・同和問題に関する研修の参加がない

【事業関係】 なし

【管理関係】

- ・ 本人からの届出や挙証資料の提出がないままに、各種手当が支給されている
- ・ 36協定・24条協定が所轄の労働基準監督署に届け出されていない
- ・ 職員の事務分掌が整備・明示・周知されていない
- ・ 会計伝票に会計責任者の承認印を受けていない
- ・ 経理規程に規定されている各担当者について、任命（辞令交付）がされていない
- ・ 経理規程に則り、経理事務が適切に実施されていない
- ・ 経理規程に基づき、固定資産が適正に管理されていない
- ・ 会計責任者が出納職員を兼務しており、内部牽制体制が確立していない
- ・ 内部経理監査担当者が任命されておらず、内部経理監査が実施されていない
- ・ 預金通帳、印鑑の保管が不適切である
- ・ 預貯金口座の名義人が経理規程と一致していない
- ・ 小口現金の管理・保管が不適切である
- ・ 小口現金の取扱いが経理規程に規定されていない
- ・ 財務諸表に必要な注記が記載されていない
- ・ 契約にあたって、事前に必要事項が記載された伺い文書が作成されていない
- ・ 契約書の作成を省略し、請書とする基準が規定されていない
- ・ 自動更新条項のある契約について、伺い文書（更新手続き）が作成されていない
- ・ 旅費の支給について、整合性がなく、適正に支給されていない
- ・ 自家用車利用による旅費の支給について、旅費規定に基づき支給されていない
- ・ 寄附金の受領にあたって、理事長の承認を得ていない